

令和2年1月21日

鳥羽市議会会議

質疑通告者一覧表

発言通告者	議席番号	10番	氏名	戸上 健
<p>件名及び 要 旨</p>	<p>○ 議案第64号鳥羽市景観条例の制定について</p> <p>次の点について問う。</p> <p>①第1条、目的で「本市の豊かな自然景観やみなとまちの景観など、良好な景観の保全及び創出を図り…」とある。本条例制定によって「良好な景観を促進する」ことがなぜ可能になるのか。また、本条例は既存の「鳥羽市民の環境と自然を守る条例」「鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例」「鳥羽市法定外公共物管理条例」「鳥羽市風致地区内における建築等の規制に関する条例」等ですでに謳っている景観保全条項から、新たに「良好な景観を保全し、整備し、又は創出する」ために何を上乘せ、横出ししているのか。</p> <p>②第6条、届け出行為として「土地の形質の変更」「屋外への物件の堆積」とあるが、本条例制定によって現在でも景観破壊をしている土地の形質変更と物件堆積を是正し、良好な景観を回復できるのか。</p> <p>③第8条、市長との協議、市長の助言、指導はどの程度の効力を有するのか。</p> <p>④新たに設置する景観審議会は重要な役割を果たすが、委員人選の基準、陣容、多様性はどうか。また「景観法」が定めた「景観協議会」とはどこが違うのか。</p> <p><市長></p>			